

連合研究科共同研究プロジェクト研究成果報告書

プロジェクトの名称	東アジアにおける法を活用した規範教育の構築 －市民性と人権感覚に支えられた規範意識の醸成－		
研究期間	平成29年4月1日～令和2年3月31日	プロジェクト記号	U
チーム構成員の氏名・職名等・所属（配属）大学（◎：チームリーダー）			
◎梅野正信（副学長（理事）・上越教育大学）	林泰成（副学長・上越教育大学）		
佐古秀一（副学長（理事）・鳴門教育大学）	森廣浩一郎（教授・兵庫教育大学）		
桑原敏典（教授・岡山大学）	井上奈穂（准教授・鳴門教育大学）		
福田喜彦（准教授・兵庫教育大学）	速水多佳子（准教授・鳴門教育大学）		
中平一義（准教授・上越教育大学）	河野麻沙美（准教授・上越教育大学）		
横川和成（D2・岡山大学）	原田聡（D4・上越教育大学）		
井上昌善（講師・愛媛大学）	梶原正史（D3・兵庫教育大学）		
溝口和宏（教授・鹿児島大学）	新福悦郎（教授・石巻専修大学）		
沈曉敏（教授・華東師範大学）	李貞姫（副教授・光州教育大学）		
翁麗芳（教授・台北教育大学）	岡田了祐（講師・お茶の水女子大学）		
長島利之（指導主事・茨城県教育委員会）	蜂須賀洋一（講師・上越教育大学）		
佐藤章浩（教諭・鳴門教育大学附属小学校）	蔡秋英（教諭・広島県立戸手高等学校）		
プロジェクト全体の研究経過及び研究成果			
<p>・3年間における研究活動（研究会開催、調査活動、研究成果の公表等）の概況や個々の分担研究の特筆すべき事項等について、簡潔に簡条書きでお書きください。</p> <p>平成29年度は、兵庫教育大学大学院連合学校教育研究科の共同研究プロジェクトとして平成29年4月1日から開始した「東アジアにおける法を活用した規範教育の構築－市民性と人権感覚に支えられた規範意識の醸成－」の研究実施の初年次にあたる。本年度は、本共同研究プロジェクトの推進に向けて、平成29年7月3日・4日に上越教育大学で研究推進ワーキンググループによる事前会議及び、8月6日に全体研究会議を行った。これらの会議の成果を踏まえ、平成29年10月20日・21日に台湾の淡江大学で開催された第五屆師資培育國際學術研討會で消費者教育に関する井上奈穂・速水多佳子・蔡秋英・翁麗芳・福田喜彦・梅野正信による共同研究発表、平成29年10月27日・28日に広島大学で開催された全国社会科教育学会で福田喜彦による現代台湾の法治教育に関する個人研究発表、岡山大学の桑原敏典と福田喜彦が共催したシティズンシップに関するミニ・フォーラムなどを実施し、上海、香港、シンガポール、韓国、台湾など東アジアを中心に最先端の研究者の人々とこれからの東アジアにおける法を活用した規範教育の構築の在り方についてディスカッションすることができた。これらの発表をもとに、平成29年12月24日に大阪大学中之島センターで開催した国際シンポジウムでは、華東師範大学の沈曉敏の基調講演「中国における「法治教育」の教科化とその課題」によるサジェスチョンを受けて、台北教育大学の翁麗芳、光州教育大学の李貞姫、上越教育大学の林泰成、鹿児島県伊仙町立犬田布小学校の蜂須賀洋一からコメントをいただき、人権教育や道徳教育をもとに東アジアにおける法を活用した規範教育についての議論を深め、事後会議を実施した。特に、今回の国際シンポジウムには、本学連合大学院の博士課程に所属する留学生や韓国のソウル大学校師範大学の博士課程の院生なども参加し、次世代の教育を担う博士課程の大学院生や現職教員が連携しながら、新たな授業モデルを創出し、東アジアの児童生徒に「法的な規範意識」を育成することのできる授業力を育むことができる資質と能力を議論することができた。</p> <p>平成30年度は、兵庫教育大学大学院連合学校教育研究科の共同研究プロジェクトとして平成29年4月1日から開始した「東アジアにおける法を活用した規範教育の構築－市民性と人権感覚に支えられた規範意識の醸成－」の研究実施の2年次にあたる。本年度は、本共同研究プロジェクトの推進に向けて、平成30年5月12日に上越教育大学で研究推進ワーキンググループによる事前会議及び、平成30年9月21日に上海で参加メンバーによる全体研究会議を行った。事前会議と全体研究会議の成果を踏まえ、第一に、中国での法治教育の国際交流活動を行った。上海市桃浦高等学校の王瑾教諭による高校2年生「思想政治」において、「ごみ処理場移転の論争から法律を考える」、上海市七宝鎮明強小学校の陳驥炯教諭による小学校5年生「品德と社会」において、「いかに自転車シェアリングを持続的に発展させていくのか」をテーマに法を活用した規範教育の公開授業を参観し、2つの学校で授業後に授業関係者とのディスカッションとインタビューを行った。これらの授業参観をもとに、平成30年9月22日に華東師範大学で開催した国際シンポジウムでは、同済大学の陳大文「中国の小中高等学校における法治教育の進展と新教科書」、華東師範大学法学部の任海濤「法治教育の実践モデルと教科学習に浸透する方法に関する探索」、華東師範大学教育学系の黄向陽「いじめの介入と対策－法治と教育の倫理的志向－」の中国側の3名の発表を受けて、上越教育大学の梅野正信「日本における判決書を活用した法規範教育の試み」、兵庫教育大学の福田喜彦「東アジアにおける法を活用した規範教育の構築－日本における法規範教育と市民性教育を中心に－」、岡山大学の桑原敏典「子どもの発達段階をふまえた法教育の方法」、鳴門教育大学の井上奈穂「日本における「法規範」に着目した小学校の授業実践：小学校6年生「憲法とわたしたち</p>			

ちの暮らしー水道から「生存権」を考えるー」を事例に」の日本側による4名が発表を行った。それらの発表を受けて、研究メンバーである華東師範大学の沈暁敏がまとめを行った。本国際シンポジウムによって、東アジアにおける法を活用した規範教育についての議論を深め、事後会議も実施した。これらの研究活動を通して、東アジアを中心に最先端の研究者と今後の東アジアにおける法を活用した規範教育の構築の在り方に向けたディスカッションすることができた。韓国での法治教育の国際交流活動として、第二に、鳴門教育大学と協定交流校である光州教育大学で研究メンバーの李貞姫とともに、平成30年11月30日に光州教育大学附属小学校において討論を通じた人権感覚の向上のために、「家族の形態と役割」をテーマとする授業参観を行い、授業後に授業関係者とのディスカッションとインタビューを行った。引き続き、台北教育大学の翁麗芳との連携のもとで、平成31年3月4日に台北市東門国民小学校で法治教育の授業実践プログラムを展開する予定である。最後に、今回の国際シンポジウムには、昨年度の大阪大学中之島センターで開催された国際シンポジウムに引き続いて、本学連合大学院の博士課程に所属する留学生や華東師範大学の博士課程の院生なども参加し、次世代の教育を担う博士課程の大学院生や現職教員が連携しながら、新たな授業モデルを創出し、東アジアの児童生徒に「法的規範意識」を育成することのできる授業力を育むことができる資質と能力を議論することができた。

平成31年度は、人文科学や社会科学を基にした市民性概念の検討をふまえて、東アジア各国の規範教育の実施状況を比較し、日本の児童生徒の規範意識を醸成する教育の改善について示唆を得ることを目的としてきた。そこで、最終成果報告書の完成に向けて、日本だけではなく東アジアの児童生徒を対象として実施可能な、人権課題を取り上げた教育プログラムの構成原理を構築することを視野に入れ、多くの研究メンバーと学際的共同研究に取り組んできた。以下は、最終成果報告書の概要である。

第一部では、第一章で梅野が、本研究プロジェクトで規範意識の醸成を「法規範教育」と定義して考える学術的意義や意味を説いている。本研究プロジェクトで取り組む法と規範に関する学習は、世界や日本の人権を基盤とした教育改革の潮流を踏まえて、理論的・実践的な教育研究が求められている。続く、第二章では福田、第三章では梅野が法規範教育の視座を検討した。第二章では、兵庫教育大学連合大学院学校教育学研究所の研究プロジェクトとして、東アジアにおける法規範教育の構築に取り組む意義を検討している。福田は、中国・韓国・台湾と日本との教育政策の現状を比較しながら、東アジアの市民性を育成するために、法規範教育が重要な課題になっていることに論じている。福田の論考では、それぞれの国や地域で進められている法規範教育を俯瞰的に捉え、東アジアの市民性を高めていくための研究課題を見出している。第三章では、人権感覚を醸成するための学習内容や方法を梅野が法規範教育を基盤に問題提起している。梅野は、規範の根拠となる法を教育のなかにどのように位置付けて学習を組織していくのかを市民社会の構成原理そのものに立ち戻って考察している。そして、日本国内の裁判で明らかとなった様々な事例をもとに、規範がどのように法によって具体化されたのかを示している。こうした事例によって、東アジアの市民性を高める上でこれから求められる学習内容や方法が、規範と法という観点から日本だけではなく、東アジア共通の課題を考えていく視座を与えらるものであるということを梅野は示唆している。こうした第一部での法規範教育の視座をもとに第二部から第六部までは、プロジェクト期間の3年を共同研究者とともに取り組んできた。第二部では、日本の法規範教育の理論と実践を司法改革や教育改革の流れをもとにしながら、検討している。第一章では、中平が日本における法規範教育の嚆矢を法教育の導入と展開のプロセスを踏まえて明らかにしている。中平は、法教育研究には3つの潮流があったことを指摘し、法的資質の内実を知識・技能・参加の視点から捉えている。中平によればこうした潮流が平成20年版の学習指導要領に盛り込まれ、「法」を軸とする新たなカリキュラムの作成につながっていると分析している。そして、法規範教育の新たな理論として「法的推論」に着目し、今後の研究課題に論じている。第二章では、桑原が社会科教育の立場から法規範教育の射程を考察している。桑原は、学校教育における法や規範の教育を、社会科の学習としてどのように構成すればよいか森分や池野の社会科教育理論を手がかりに明らかにしている。こうした社会科教育理論の先行研究から導き出された課題を整理した上で、桑原は、中原のハートの法認識論の授業開発や溝口の法に基づく社会認識形成論をもとに、社会科での法規範教育の授業の可能性を示している。第三章では、佐藤と井上が鳴門教育大学附属小学校での法規範教育の実践を提示している。佐藤らは小学校における法規範教育の実践として、図書館利用者の駐車料金の問題について、「権利」の視点をともに身近な社会を児童が考える授業を展開している。佐藤らは、「権利」という概念的な法規範を児童に可視化することで、「個別の権利」「権利の調整」といった意識を児童が身につけることが可能であることを明らかにしている。第四章では、林が道徳における法規範教育の理論を考察している。林は、二つの道徳教材をもとに、「規則の尊重」や「遵法精神、公德心」を子どもたちがどのように学んでいくのかを示している。こうした道徳教育の理論的な支柱となるのが、林によれば、ピアジェやコールバーグの発達段階説である。林は道徳教育と法規範教育をどのようにすれば架橋できるのかを教科化される道徳の教材とこれまで蓄積されてきた理論をもとに議論を深める重要性を提起している。第二部の最後となる第五章では、長島が高校での法規範教育の実践を論じている。長島は高校で実践可能な法規範教育のプログラムとして、「約束を守らない友達」を開発し、質問紙調査によってその効果を統計的に測定している。教科化されていない高校においても長島が開発した法規範教育プログラムによって、生徒が道徳的行為を実現できる方法としての有効性を示すことができた点を研究成果として強調している。第三部では、中国大陸における法規範教育を国際シンポジウムの成果をもとに明らかにしている。第一章では、中国大陸における法規範教育の理論的な指導者である沈が中国において法規範教育がどのように導入されていったのかを考察している。沈は、中国における法規範教育は「法治教育」の推進過程とともに拡大し、「道徳と法治」という新たな教科として成立した流れを明確にしている。こうした「法治教育」の教科化のプロセスには、中国各地で試行されたパイロット版の教材や授業実践が多数存在しており、それらのリソースをもとに、体系的なカリキュラムの構成が実現化されていったことを沈の論考によって読み取ることができよう。続く、第二章では、沈が法規範教育の可能性として、中国で話題となった映画「ニセ葉じゃない」をもとに明らかにしている。特に、沈は、民主的な議論を通じた社会的合意形成力をどのようにすれば育成できるのかを分析している。こうした視点は、沈が長年、中国と日本の教育理論やカリキュラムを詳細に考察した中から生み出されている。開発した教材から沈は、人権教育や法規範教育の核となる権利や価値を抽出し、子どもたちに社会的論争問題を通じて人権感覚と法規範意識の形成を図っている。第一章や第二章で沈によって明らかにされた中国におけるこうした急速な教育改革は、東アジアの市民性を高めるうえで、重要な課題を提起しているといえよう。第三章と第四章では、中国での新たな教科化につながる法規範教育の先駆的な授業実践を分析している。第三章では、井上と沈によって、「品德と社会」で取り組まれた小学校の授業実践が検討されている。井上らは、小学校5年生での自転車シェアリングの問題を通して、市民社会に求められる法規範が追究されていると論じている。編者らも参観した本授業では、ICTを活用した授業によって、児童が持続可能な発展という視点から、法の規範的な機能を学習し、法と道徳の役割に対する議論を通じて学ぶ姿がみられた点は中国における授業の新たな可能性を指し示すものであろう。また、第四章では、高校の「政治思想」の授業で取り組まれた「ゴミ処理場移転」の問題を井上と沈が分析している。参観した高校は、「法治教育」の指定校として長年、「法治教育」を実践している伝統校である。授業では、高校生が、行政・住民・専門家といった異なる立場で「ゴミ処理場移転」の問題について資料に基づき議論し、適切な問題解決方法を導き出そうとしていた。それによって、井上らは、社会的論争問題をどのよう

な資料に基づいて判断し、議論しようとしているのかを本授業のプロセスから検討している。第三部の最後である第五章では、王と峰須賀が中国大陸における法規範教育の原型である『法治教育』の副教材を分析している。王らは、『法治教育』の学習内容と日本の各教科書の記述内容を比較して、どのような点に特色がみられるのかを考察している。特に、「家族」に関する記述内容を分析の視点に未成年者に対してどのような法規範があるのかを明らかにしている。こうした日中の法や規範の根拠となる学習内容を具体的な事例を通して検討することは、東アジアの市民性を育成する共通の基盤を形成するものである。第三部を通して、子どもたちの発達段階を踏まえた法規範教育の在り方を日中比較から探究した成果は今後の研究につながるものである。

第四部では、韓国における法規範教育について、鳴門教育大学と光州教育大学の連携プロジェクトをもとに明らかにされている。グローバル化した時代の教員養成においては急速に海外での教育活動の経験が重視されるようになってきている。鳴門教育大学は、光州教育大学との協定交流に基づいて教職員や学生との国際交流を活発に進めている。第一章では、光州教育大学で社会科教育を研究している李が、韓国における法規範教育の現状と課題を検討している。韓国においてもグローバル化の進展とともに法規範教育の重要性が指摘され、国家人権委員会の人権教育の学習内容の体系化と合わせて、社会科の学習に法規範教育に関する内容が盛り込まれるようになってきている。また、日本よりも先に教科教化されている道徳においても同様に法規範教育に関する学習が位置付けられている。李は韓国においては政治的アプローチから取り組まれてきた人権教育を子どもたちの身近な問題として捉え直し、学習に能動的に参加できる学習環境づくりが不可欠であることを指摘している。第二章では、井上が韓国の法規範教育をカリキュラムの視点から考察している。井上は韓国の社会科の教育課程をもとに、社会科の学習内容として設定されている学習領域を小学校と中学校の「政治」「法」「経済」「文化・社会」からどのように構成されているのかを明らかにしている。日韓で法規範教育をどのように共同で研究していくかを考えるためには、日韓のカリキュラムの共通点と相違点を踏まえて学習内容や授業開発を進めていく必要がある。これまでは、それぞれの国の研究者が自国のカリキュラムを分析して、学習内容や授業開発を行ってきたが、体系的な学習モデルの創発には個々の授業実践レベルだけではなく、カリキュラムレベルでのモデル開発が重要である。井上の論考は規範教育の観点から特徴的な内容を抽出し、どのような学習モデルが今後の日韓の授業開発に求められるのかを示している点に特色がある。第三章では、第四部の第一章や第二章でみてきた韓国における法規範教育がどのように初等教育段階での実践に結びついているのかを検討している。井上は、鳴門教育大学の学生とともに光州教育大学附属小学校での授業実践に参観し、法規範教育に特徴的な点を見出している。公開された授業では、ジェンダーの観点から家庭での女性の役割に「問い」を投げかけ、子どもたちに討論を促す学習方法にとって意見を引き出している。授業後は、鳴門教育大学の学生と光州教育大学の学生が相互に授業についてのコメントを述べ合い、日本と韓国の女性の権利や役割についてジェンダーの観点から意見を深めることができた。法規範においては、日韓共に憲法を重要な規範の根拠として位置付けている。しかし、その基盤となるお互いの国の憲法がどのように私たちの身近な生活や社会の問題と結びついているのかを考えることは容易ではない。日韓の学生が光州教育大学附属小学校の公開授業をもとに女性の権利や役割をめぐる法規範の在り方を議論したことは、それぞれの国の教員として活躍する未来の日韓の教師達にとっても有意義な時間となった。

第五部では、台湾における法規範教育について、台北教育大学の翁と兵庫教育大学の福田、授業実践の分析を上越教育大学の中平が明らかにしている。台北教育大学と兵庫教育大学は協定交流を締結しているため、本プロジェクト期間中に福田が台北教育大学に赴き、台北市内を中心に台湾の法規範教育を調査した。第一章では、翁と福田が台湾における法規範教育の現状と課題を台湾の国家図書館の修士・博士論文データベースをもとに分析している。台湾においても法規範教育は早くから取り組まれてきた。日本でもアメリカの法関連教育の教材をベースにした法教育が盛んに研究されたが、台湾でも法関連教育の教材が幼児教育から高等教育の段階まで幅広く開発されている。また、人権教育や社会科の学習内容としてもカリキュラムのなかに法規範教育を組み込んでいる点は、日台の法規範教育をカリキュラムレベルでも進めていく可能性を見出すことができる。翁は台湾におけるジェンダーや差別の問題について示唆的な視点を本プロジェクトの国際シンポジウムでも提起し、翁の案内で台北市内の小学校での各種の教育プログラムを参観したが、いずれも今後の共同研究の可能性を秘めるものであった。第二章では、福田が台湾の国家教育院の教科書センターで調査した資料をもとに、台湾の初等教育段階での法規範教育のカリキュラムを社会科の教育課程をもとに考察している。台湾では日本の学習指導要領にあたる『課程要綱』で教育目標や内容が細かく定められている。福田は、『課程要綱』の「権力」「規則」「人権」の項目に着目し、こうした観点が小学校の社会科教科書の学習内容にどのように具体化されているのかを検討している。小学校の各段階の学習内容も市民性を育成する観点からみると、人権に関する民主的で法的な視点は日台ともに共通するものであることが明らかになった。また、価値観形成の観点でも主権者教育や情報教育に資する学習内容が盛り込まれており、こうした学習内容も日台で授業実践レベルの共同研究を促す教材を開発できることが明確となった。今後は、カリキュラムや授業のそれぞれのレベルで研究者・実践者・行政・民間団体などが多様に関わる教育モデルを構想できよう。第三章では、中平が台北市内の小学校で実践された法規範教育に関する授業を分析している。本授業は、グローバル化する世界における人権問題をテーマに子どもたちにフェアトレードの問題を考えさせる学習内容であった。台湾の小学校社会科のカリキュラムや教科書に位置づいている学習内容であるが、人権教育を推進している教育団体がバックアップしてICTを活用した動画教材を独自に開発し、教師や児童の学習をサポートする体制を整えていた。日本でも学会・民間教育団体・各種の研究会・教育委員会・教育センターなど様々なレベルで教員をサポートする体制をとっているが、こうした共通する学習教材を提供して、法規範教育を促す学習支援を行っている点は今後の授業実践を行う上で示唆に富む点であった。第三部から五部では、中国、韓国、台湾における法規範教育について、歴史的、理論的背景を示し、さらに、具体的な授業実践を取り上げ、その特質を示してきた。授業実践はできる限り、プロジェクトメンバーで参観している。参観する中で、着目したのは、ICT化である。第五部で挙げた台湾だけでなく、中国や韓国でも学習環境におけるICT化はかなりの段階まで進んでいた。どのように教員養成や教員研修でこうした新たな情報機器を活用した授業実践を支援していくのか、各国の実践から、日本における社会と学校のICT化に伴う問題についても検討すべきである点が話題となった。日本では、児童生徒の情報活用能力を育成する情報教育、各教科等でのICT活用、校務の情報化は、教育の情報化の3本柱とされている。新学習指導要領の総則でも、全ての学習の基盤となる資質・能力として情報活用能力の育成が明記され、また、令和元年6月28日には「学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）」が公布・施行され、法的な根拠も示された。社会のICT化が進み、情報についての資質・能力が不足していることによって、図らずも児童生徒が被害者や場合によっては加害者になる可能性もある。まさに、「市民性と人権感覚に支えられた規範意識の醸成」につながるものである。中国、韓国、台湾では、ICT化が試行ではなく、基礎的なインフラとして整備されている印象を受けた。情報活用能力は、活用の場の設定が必要となる。情報モラルの学習を進める上でも、学習環境のICT化について、これらの国々の実践に学ぶ必要があるだろう。第六部では、第二部から第五部までの東アジアにおける法規範教育の現状と課題を踏まえて、これからの法規範教育の可能性を本プロジェクトに参画した研究者とともに検討した。第二部で明らかにしたように、日本における法規範教育の潮流には様々な研究があり、研究対象とする教科や内容によって違いがみられるものの、各学校教育の段階や各教科の特性を踏まえて体系的に学習する必要性を指摘することができる。また、本プロジェクトでは、東

アジアで法規範教育に取り組む研究や授業を主な分析対象としてきたが、欧米諸国における法規範教育の研究動向も踏まえて新たな可能性を検討していく必要がある。第六部の第一章から第五章までは、各学校教育の段階や各教科の特性を踏まえてどのように法規範教育の可能性を考えていくことができるのかを明らかにしている。一方、第六章と第七章では、欧米諸国における法規範教育の動向を踏まえて、新たな法規範教育の可能性を検討している。消費者教育の視点から新たな法規範教育の可能性を考察した第一章では、日本の学校教育のなかに消費者教育がどのように位置づいているのかを明らかにしている。鳴門教育大学の速水は家庭科教育を専門とする研究者であるが、社会科の学習内容も踏まえ、教科横断的に法規範教育を学習するための基盤を「契約」という視点から分析している。日本の学校教育においては、「家庭」と「社会」に関する学習が断片的に扱われているため、それぞれの学校段階において、子どもたちが家庭科や社会科で学ぶ学習内容を結び付けて考えることが十分にされていない。速水はこうした課題を「契約」という法規範教育の視点を生かして学習することで克服する可能性を示している。消費者教育が教科外の学習として補助的に扱われるのではなく、家庭生活や社会生活に必要な学習として複雑な社会を生きる子どもたちが学べるようにカリキュラムや教科書を見直すことが新たな法規範教育につながるであろう。第二章と第三章は裁判の事例を活用した法規範教育の実践の可能性を考察している。上越教育大学の蜂須賀は小学校の教員として、石巻専修大学の新福は中学校の教員として、長年、裁判の事例を活用した法規範教育の実践に取り組んできた。第二章では、蜂須賀が民事訴訟の裁判事例をもとに、小学校で実践可能な判決書进行分析し、どのような授業ができるのかを明らかにしている。子どもたちの身近な法規範に関わる問題がどのような法や規範によって根拠づけられるのかを判例をもとに明らかにしている点は、社会科や道徳でも十分に応用可能である。また、第三章では、新福がいじめ裁判をもとに人権侵害行為の違法性を判例が法によってどのように根拠づけているのかを明らかにしている。新福は、兵庫教育大学連合大学院でこのテーマで研究に取り組み、「学校教育学」の博士号を授与されている。こうした最新の学術的知見をもとに、教師がいじめ事件で求められる法や規範の基盤がどのような点にあるのかをいじめ裁判の詳細な分析から「いじめ」の構成要素を抽出し、中学校での授業実践の可能性を実証的に明らかにしている。第二章や第三章で明らかとなった法規範教育の可能性は、第三部で考察した中国での法規範教育とも連携が可能な学習内容である。東アジアで共通する市民性を育成していくためには、子どもたちが現在や将来抱える問題をグローバルな視点で考えていくことが求められる。「いじめ」や「安全配慮」といった判例が示す視点は、こうしたグローバルな市民性を高めていく上で共通の課題となろう。学校管理職の視点から法規範教育の可能性について論じたのが第四章と第五章の梶原と原田による研究成果である。法規範教育は、これまで明らかにしてきたように、学校や教科を横断する学習内容で構成されている。そのため、個々の教師だけでは法規範教育の体系的なイメージを抱きにくい。学校管理職や研究者が学校教育全体の学習活動を見渡して、法規範教育を位置付けていくことは重要な課題であろう。第四章では、梶原が学校管理職の立場から法規範教育のカリキュラムをマネジメントするための方略について明らかにしている。梶原は学校全体がどのような教育ビジョンを共有して、法規範教育を推進していくのかを児童会の活動を中心にして検討している。主権者教育への期待が高まる中で、こうした学校全体を組織的に法規範教育へと結び付けていく取り組みは、人権感覚と規範意識を育成するために重要な教育活動であろう。台湾でも法規範教育を高めていく上で、教科外活動が積極的に推進されていたことを踏まえると、学校レベルでの交流によって法規範教育をマネジメントすることも可能ではないだろうか。法規範教育の組織的な推進のためには、学校管理職のマネジメントが重要な視点となるであろう。第五章では、原田が学校に対する訴訟を事例に法規範教育の可能性を模索している。教員の働き改革は昨今における喫緊の課題であるが、教員の過労死をめぐる問題から学校管理職や同僚の支援体制をどのようにすればよいのかを判例をもとに明らかにしている。原田が検討した学校関係訴訟の判例は教師そのものが法規範のなかで学校での教育活動を担っていることを示している。子どもたちに法規範を学ばせるだけでなく、教師自身が法や規範の役割や失われた権利を回復することの重要性を認識することを学校管理職が先導的な立場から教員研修で取り上げていくことが必要である。教師の従事する学校での教育活動が法や規範を基盤とするものによって支えられ、成り立っていることを教師自身が自覚的に学び、教員研修においても共有することは東アジアの法規範教育を行う上で有効であることが理解できよう。法や規範を基盤とする教育は、教育研究において欧米諸国の大きな影響を受けてきた。第六部の最後である第六章と第七章では、欧米諸国の研究動向をリサーチしてきた鹿児島大学の溝口と上越教育大学の河野の二人の論考によって欧米諸国の法規範教育に関する研究が明らかにされている。アメリカの法や規範についての研究動向を「社会正義」という視点から考察した第六章では、溝口が「よき市民性」を育成する社会的価値や規範はどのように教育の原理として組み込まれているのかを分析している。溝口によれば、アメリカにおける市民性教育の構成原理は、「正義」の概念をどのようなレベル学習するのかによって志向性がことなると指摘している。こうした志向性の違いが実証研究のレベルにおいても影響を及ぼし、コミュニティに能動的に参画する市民性育成の議論にもつながっていると論じている。そして、「社会正義」に関する市民性教育のプログラムは社会科の学習原理にも応用され、社会保障や税制度を考える基盤となっていることを最新のアメリカの社会科教育の実践研究から明らかにしている。溝口の考察した「社会正義」を基盤とした学習原理の構成が、欧米社会と東アジア社会の市民性を架橋する新たな学習につなげていけるのか近年広がりつつあるグローバルな教育研究の場での議論や交流を深めていくことが重要な鍵となるだろう。一方、欧米と東アジアを相対化するためにも興味深い研究が第七章でオーストラリアの法規範教育の動向を分析した河野による論考である。河野はオーストラリアが他民族・多文化共生の国として知られ、こうした多文化思想がさまざまな国の政策に影響を及ぼしていることを指摘している。河野はシティズンシップとナショナルカリキュラムの関係性を紐解きながら、オーストラリアの法規範教育の位置づけを考察している。河野によれば、欧米と東アジアでは法や規範に対する認識が異なるものの、多民族・多文化共生の理念を具体化するためのプロセスとして法や規範に関する学習は重要な学習内容となっていることを各学年の学習項目から析出している。市民性・多様性・アイデンティティに関する概念形成に法と規範に関する学習の意義を河野の分析で理解できる。

兵庫教育大学連合大学院の研究プロジェクトとして3年間、東アジアの研究者や実践者と共に東アジアの法規範教育の構築のために学際的な共同研究を推進してきた。プロジェクト期間中には、日本と中国で国際シンポジウムを開催し、本研究に関わる多くの方が参加した。特に、次世代の教育を担う修士課程や博士課程の大学院生が積極的に本研究プロジェクトを支えてくれた。中国語や韓国語など東アジアといっても異なる言語や文化の違いに相互理解は容易なものではなかった。改めて本プロジェクトに参加してくれたすべての人々に研究代表者であるメンバーからこの場を借りて感謝申し上げたい。日本においても本研究プロジェクトで取り組んできた内容が日本の教育政策や授業開発のレベルでも組み込まれつつある。本研究が新たな市民性と人権感覚に支えられた規範意識の醸成に寄与することができれば幸いである。

●3カ年の主な研究成果

(1) 台湾での国際学会での研究成果は以下の論文集に掲載された。

井上奈穂・速水多佳子・福田喜彦・蔡秋英・梅野正信・翁麗芳「培養系統化法規範意識之基礎研究一日、中臺社會科・家庭教書消費者育分析」『第五屆師資培育國際學術研討會論文集』教育部（台湾），2017年，316-329頁。

(2) 中国での国際交流と研究活動の成果は、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の共同研究プロジェクトのホームページにおいて中国語版で公開している。

<http://www.office.hyogo-u.ac.jp/jgs/project/u/> (2020年5月29日最終確認)

(3) 鳴門教育大学では、現職教員及び将来教員となる大学院学生及び学部学生が、異文化理解、語学力及びコミュニケーション能力の向上のみならず、留学等の機会を通して未知なるものへ挑戦しようとする力(チャレンジ力)や国際的な知見やセンスを身につけ、初等中等教育段階における教育の向上に貢献できる教員となることをねらいとするグローバル教員養成プログラムが実施されている。本研究プロジェクトメンバーの井上と李がコーディネートしている「社会科教材開発演習Ⅲ」では、日本と韓国の社会科の授業を比較し、よりよい主権者の育成につながるための授業の在り方について検討するとともに、両国の懸け橋となるような国家・社会の形成者の育成につながる方略を考えることを目的としている。本研究に関する交流活動については、以下を参照のこと。

<http://www.naruto-u.ac.jp/iso/global/h31/program-02.html> (2020年5月29日最終確認)

(4) 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の博士課程に所属する大学院生とともに以下の論文を執筆した。
王佳穎, 福田喜彦, 井上奈穂「開かれた多元的な価値観形成を目指す社会系授業開発研究: 単元「私はこのような暮らしをしたい」を事例に」『社会系教科教育研究』(31), 2019年, 61-70頁。

(5) 最終的な研究成果は以下の書籍にまとめて、公表した。

梅野正信・福田喜彦 編著『東アジアにおける法規範教育の構築 市民性と人権感覚に支えられた規範意識の醸成』風間書房、2020年、410頁。

はじめに 梅野 正信

第一部 法規範教育の視座

第一章 市民性と人権感覚に支えられた法を活用した規範意識 福田 喜彦

第二章 人権感覚を醸成する法規範教育 梅野 正信

第二部 日本における法規範教育

第一章 日本における法規範教育 中平 一義

第二章 「社会科」における法規範教育 桑原 敏典

第三章 「社会科」における法規範教育の実践 佐藤 章浩・井上 奈穂

第四章 道徳教育における法規範教育 林 泰成

第五章 道徳教育における法規範教育の実践 長島 利行

第三部 中国大陸における法規範教育

第一章 中国大陸における法規範教育 沈 曉敏

第二章 「品德と社会」における法規範教育の実践 井上 奈穂・沈 曉敏

第三章 「思想政治」における法規範教育の実践 井上 奈穂・沈 曉敏

第四章 副読本『法治読本』の特色と課題 蜂須賀 洋一・王 佳穎

第五章 法規範教育の新たな試み 沈 曉敏

第四部 韓国における法規範教育

第一章 韓国における法規範教育 李 貞姫

第二章 「社会科」における法規範教育のカリキュラム 井上 奈穂

第三章 「社会科」における法規範教育の実践 井上 奈穂

第五部 台湾における法規範教育

第一章 台湾における法規範教育 翁 麗芳・福田 喜彦

第二章 「社会」における法規範教育のカリキュラム 福田 喜彦

第三章 「社会」における法規範教育の実践 中平 一義

第六部 法規範教育の可能性

第一章 消費者教育と法規範教育 速水 多佳子

第二章 裁判の事例を活用した法規範教育 蜂須賀 洋一

第三章 裁判の事例を活用した法規範教育の実践 新福 悦郎

第四章 学校運営と法規範教育 梶原 正史

第五章 教員研修と法規範教育 原田 聡

第六章 米国における社会規範教育の研究動向 溝口 和宏

第七章 法の学習に関わるオーストラリアの教育・文化的土壌 河野 麻沙美

おわりに 東アジアにおける法規範教育の構築に向けて 梅野 正信・森廣 浩一郎・桑原 敏典・福田 喜彦

https://www.kazamashobo.co.jp/products/detail.php?product_id=2319 (2020年5月29日最終確認)

(注) 氏名欄は適宜増減してください。

* 字数の制限はありません。記述欄が不足する場合は、複数枚になっても構いませんので適宜行数を増やしてください。